

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月25日  
香川県知事 浜田 恵造

#### 1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 いよぎんリース株式会社 愛媛県松山市大手町2丁目5番地41 株式会社ムーミー 香川県高松市川島東町520番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	DCMダイキ川島店・四季食彩館ムーミー川島店 香川県高松市川島東町字東下所503番地ほか
変更した事項	1. 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者の氏名 1. 三井住友ファイナンス&リース株式会社 (変更前)代表者 代表取締役 川村 嘉則 (変更後)代表者 代表取締役 橘 正喜 2. いよぎんリース株式会社 (変更前)住所 愛媛県松山市三番町四丁目12番地1 (変更後)住所 愛媛県松山市大手町2丁目5番地41
変更年月日	1. 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表者変更 平成29年6月27日 2. いよぎんリース株式会社 住所変更 平成29年6月19日
変更理由	1. 設置者のうち三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表者変更のため。 2. 設置者のうちいよぎんリース株式会社の住所変更のため。

#### 2. 届出年月日

平成29年9月28日

#### 3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年10月25日から平成30年2月25日まで

#### 4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年2月25日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
------------------------------

記載すべき項目	イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ